

○令和 6 年 4 月から勤務医の時間外・休日労働の上限規制が適用

| 医療機関に適用する水準 |       | 長時間労働が必要な理由                               | 年の上限時間                    | 都内指定医療機関数<br>(R8.4.1時点) |           |
|-------------|-------|-------------------------------------------|---------------------------|-------------------------|-----------|
| A水準         |       | 原則（一般労働者と同程度）                             | 960時間                     | -                       | -         |
| 特例水準        | B水準   | 地域医療の確保のため                                | 1,860時間                   | <b>40</b>               | <b>50</b> |
|             | 連携B水準 | 地域医療の確保のため、他院に派遣する医師の労働時間を通算すると長時間労働となるため | 通算で1,860時間<br>(各院では960時間) | <b>23</b>               |           |
|             | C-1水準 | 臨床研修・専門研修医の研修のため                          | 1,860時間                   | <b>15</b>               |           |
|             | C-2水準 | 長時間修練が必要な技能の習得のため                         | 1,860時間                   | <b>1</b>                |           |

○医療法の改正により、長時間労働の医師の労働時間短縮及び健康確保のための措置について整備

## 医療機関

- ・勤務する医師が長時間労働となる医療機関は、医師労働時間短縮計画を作成
- ・健康確保措置（面接指導、連続勤務時間制限、勤務間インターバル規制等）の実施等

## 都道府県

- ・地域医療の確保や集中的な研修実施の観点から、やむを得ず高い上限時間を適用する医療機関（特定労務管理対象機関）を知事が指定
- ・指定にあたっては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴取

# 特定労務管理対象機関の指定状況と更新予定について

## ○ 指定の更新

現在の指定有効期間が令和9年3月31日までで、指定更新を行う医療機関は、令和8年度中の更新手続き（医療機関勤務環境評価センターの受審を含む）が必要。

□ 指定更新予定の医療機関 **42** 機関

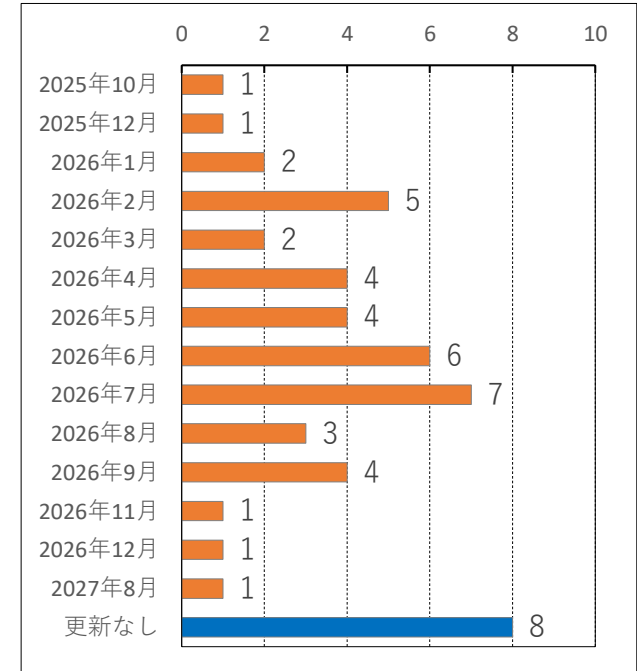
うち評価センター受審終了（R8.8.20時点） **5** 機関

### 【都への指定更新申請スケジュール】

- 令和8年8月30日までに評価センターから結果通知を受けた医療機関  
→令和8年9月1日から令和8年9月30日までの期間に書類提出
- 令和9年1月15日までに評価センターから結果通知を受けた医療機関  
→令和8年12月1日から令和9年1月29日までの期間に書類提出

※指定有効期間終了が令和9年4月1日の場合は、別途にスケジュールを設定

評価センターへの受審予約状況



## ○ 新規の指定

- ・ 申請受付期間 令和9年1月4日～1月29日（予定）
- ・ 令和9年3月予定の医療審議会で意見聴取
- ・ 令和9年4月1日～令和12年3月31日を有効期間として指定。

（現況）

- ・ 令和8年度中に指定希望の医療機関はなし。
- ・ 新規の指定に関する問い合わせは、都及び勤改センターともに連絡なし